

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年には後期高齢者が2,000万人を突破するといわれており、多良木町でも、同年に、後期高齢者が2,148人程度と見込まれ、総人口に占める後期高齢化率は26%程度と予測されています。また、後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者も増加することが予想されています。

このような中、高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続するために、国が令和元(2019)年6月に策定した認知症施策推進大綱の理念等も踏まえ、当事者の意見を聞きながら、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化を進めていく必要があります。

さらに、令和22(2040)年度には高齢者人口が4,000万人に迫ると予想されており、現役世代人口が減少する中での社会活力の維持向上のため、高齢者の多様な就労・社会参加、健康寿命延伸、医療・福祉サービス改革への取組みが求められています。

多良木町では、これら諸課題への対応を進めるため、平成12(2000)年3月に、「多良木町老人保健福祉計画及び第1期介護保険事業計画」を策定し、その後3年毎に見直しを行っています。

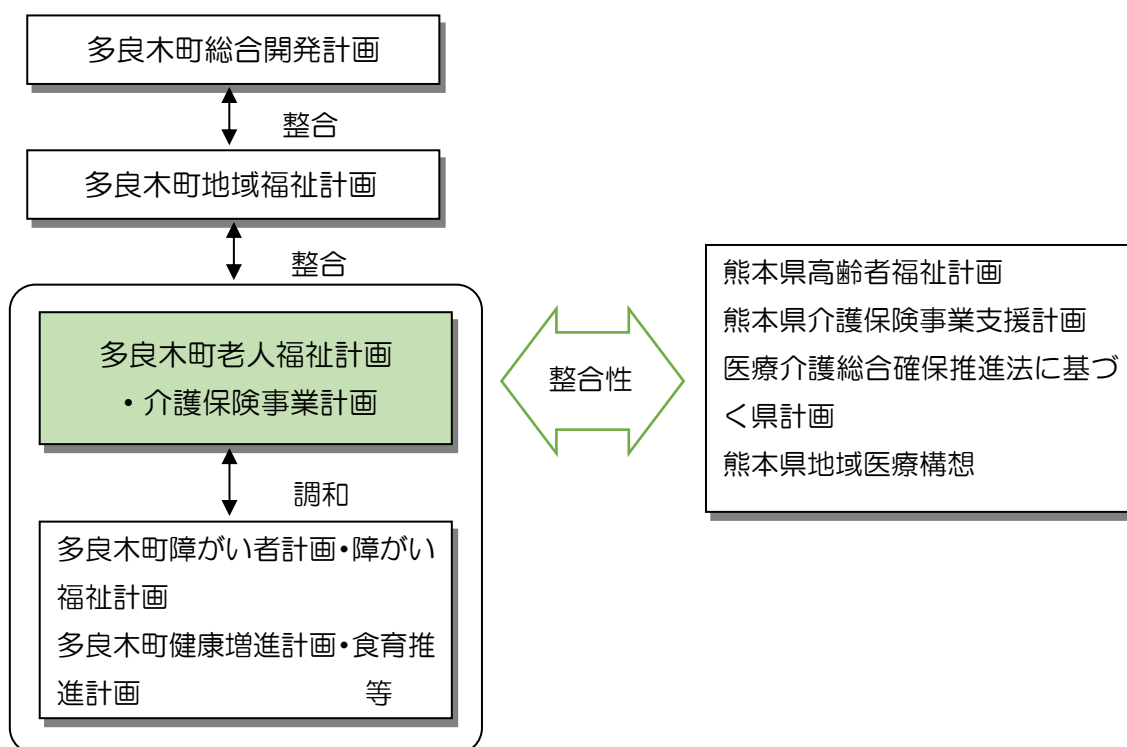
令和3(2021)年3月末をもって、現在の老人保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画が終了するため、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、さらに熊本県高齢者福祉計画や熊本県が策定する第8期介護保険事業支援計画等との整合性を図りながら、「地域包括ケアシステム」の実現をめざして老人保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定を行うものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づく、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び保健福祉サービスを総合的に展開することを目指すものです。

また、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、熊本県が策定する「高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」等と整合性を図るとともに、「多良木町総合開発計画」及び関連分野の各計画との連携・調和を図っていきます。

◆上位・関連計画、根拠法



◆＜参考＞法令の根拠（抜粋）

【老人福祉法第20条の8第1項】

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

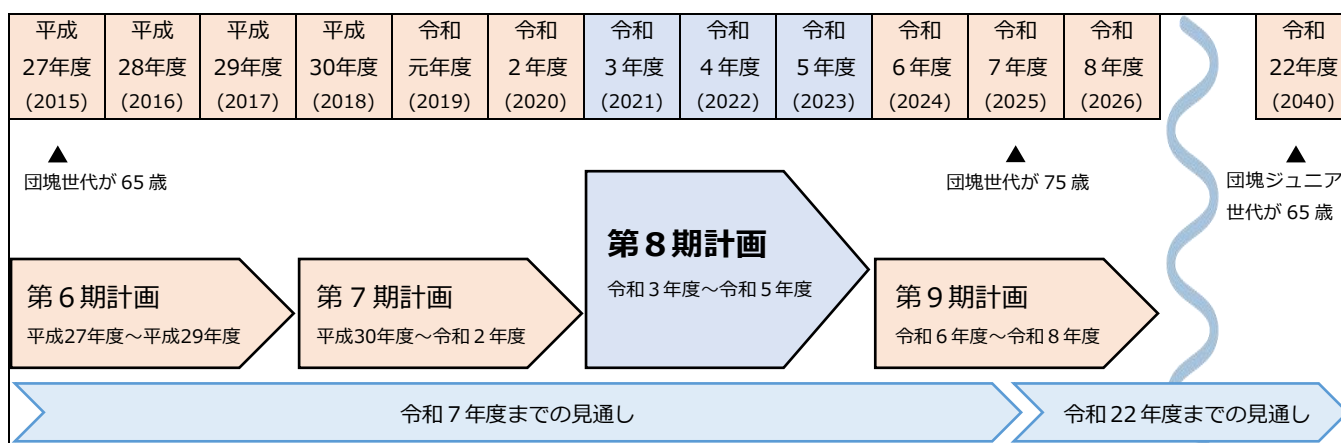
【介護保険法第117条第1項】

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっているため、第8期介護保険事業計画の計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度となります。老人福祉計画も介護保険事業計画と一体的に策定することから、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度とします。

第8期計画は、第7期からの「地域包括ケア計画」としての位置づけを承継し、令和7（2025）・令和22（2040）年度までの中・長期的なサービス・給付・介護保険料等を視野に入れた施策の展開を図ります。



4 計画策定の体制

(1) 多良木町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会による協議

この策定委員会は、被保険者や、保健・医療・福祉・介護の関係者のほか、介護サービス提供事業従事者及び町職員等で構成され、計画の進捗状況等の確認や見直し、介護サービスの需要の見通しと供給量の確保、保険料等の検討を行いました。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、令和2（2020）年2月にアンケートを実施しました。

対象者は、町内の65歳以上の要介護認定を受けていない方全員（3,346人）とし、2,008人の方から回答をいただき、有効回答率は60.0%となりました。

(3) 在宅介護実態調査の実施

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実施に向けた介護サービスの在り方を検討する基礎資料とすることを目的として、認定調査員による聞き取り調査を実施しました。対象者は、令和元（2019）年11月から令和2（2020）年3月にかけて介護認定審査を受けられた方のうち125名の方から回答をいただきました。

(4) 事業所等アンケート調査の実施

介護保険サービス等の見込量と確保策を検討するための基礎資料とすることや、高齢者のサービス利用等の実態を把握することを目的に、令和2（2020）年7月に以下の調査を実施しました。

調査	対象者	内容
居所変更実態調査	施設、居所系サービスの管理者等 7施設	①過去1年間で施設・居住系サービスから居所を変更した方の人数、②その理由等
在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所のケアマネジャー 7事業所 利用者数62人	「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の、①人数、②生活の維持が難しくなっている理由、③生活の改善のために必要な支援・サービス等

(5) パブリックコメント（意見公募）の実施

広く町民から意見を募集するために、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

意見の募集期間	令和3（2021）年1月29日～2月8日
計画案の閲覧方法	本町ホームページによる閲覧、健康・保険課窓口での閲覧
意見の提出方法	意見募集様式に記入し、メール、郵送、FAX等により提出

5 介護保険制度の見直し

(1) 介護保険制度の改正経過

平成 12 年4月介護保険法施行	
第1期 (平成 12 年度～)	○介護保険制度開始
第2期 (平成 15 年度～)	
平成 17 年改正(平成 18 年4月施行)	
第3期 (平成 18 年度～)	○介護予防の重視 ○施設給付の見直し ○地域密着型サービスの創設
平成 20 年改正(平成 21 年5月施行)	
第4期 (平成 21 年度～)	○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制整備、休止・廃止の事前届け出制導入等
平成 23 年改正(平成 24 年4月施行)	
第5期 (平成 24 年度～)	○地域包括ケアの推進
平成 26 年改正(平成 27 年4月施行)	
第6期 (平成 27 年度～)	○地域包括ケアシステムの構築 (システム構築に向けた地域支援事業の充実、予防給付の地域支援事業への移行、特養新規入所者を原則要介護3以上に限定) ○費用負担の公平化
平成 29 年改正(平成 30 年4月施行)	
第7期 (平成 30 年度～)	○地域包括ケアシステムの深化・推進(保険者機能の強化、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進) ○介護保険制度の持続可能性の確保 (利用者負担の見直し、介護納付金への総報酬割の導入、福祉用具貸与における上限額の設定)
令和2年改正(令和3年4月施行)	
第8期 (令和3年度～)	○高額介護サービス費の上限額を引き上げ ○補足給付の負担軽減対象者の見直し ○8050 問題対策も兼ねた地域包括支援センターの強化 ○「社会福祉連携推進法人」の創設 ○「通いの場」の推奨 ○介護事業所における ICT 導入の利用促進 ○新型コロナウイルス感染症によるコスト増加を踏まえた補助金

(2) 第8期介護保険事業計画のポイント

(1) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業生への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

1

資料：厚生労働省(令和2(2020)年6月)

(2) 第8期計画の基本指針について

① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025年度及び2040年度の地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要の大きな傾向を把握し、その上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案して第8期計画を作成することが重要である。なお、基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえる必要がある。

② 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要である。

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

- 被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることは、介護保険制度の重要な目的である。
- こうした中、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要である。その際、一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進にあたってデータの利活用を進めることやそのための環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行うこ

と、総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること、要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定等が重要である。

④ 有料老人ホームとサ高住に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 有料老人ホームとサ高住（サービス付き高齢者向け住宅）の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知するなど、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要である。
- また、有料老人ホームとサ高住の整備状況も踏まえながら介護保険事業（支援）計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要である。

⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策が推進されている。
- なお、「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味とされており、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味とされている。「共生」を基盤としながら取組を進める等の配慮が必要である。

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 現状の介護人材不足に加え、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となる。
- このため、各市町村・都道府県において、介護人材の確保について、介護保険事業（支援）計画に取組方針等を記載し、これに基づき計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要である。
- これに加えて、総合事業等の担い手を確保する取り組みや、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取り組みを強化することが重要である。

⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

資料：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和2年7月31日）